

預金口座振替依頼書〔自動払込利用申込書(収) (加) 〕承認番号

依頼先金融機関等 御中

郵送専用(ダウンロード専用)

申込日 年 月 日

私は、次の公金を口座名義人の預(貯)金口座から口座振替(自動払込)の方法により納付したいので、次の約定等記載事項を確約の上依頼します。なお、口座振替済の領収書は請求しません。還付金が生じたときは、下記口座へ還付してください。(ゆうちょ銀行は貴区で登録口座から還付口座に読み替えて公金を還付してください。)

納税義務者	住所	〒 -	
	氏名	フリガナ	電話番号 自宅 () 携帯電話 ()

↓ 該当する区分に○をしてください.

依頼先	金融機関名		支店名		申込区分	1	新規	口座振替(自動払込)により納付することにしたので約定を確約の上依頼します。
	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店	2	取消		口座振替による支払いの取消しを依頼します。		
			3	変更		ア	口座振替の口座変更を依頼します。	
						イ	振替方法を変更したいので依頼します。(特別区民税・都民税・森林環境税)	
	ゆうちょ銀行							

ゆうちょ銀行以外の 金融機関	金融機関コード				支店コード				預金種目 ○をしてください。↓				口座番号 右つめてご記入ください。↓				口座名義人 フリガナ				
	金	融	機	関	記	入	欄	① 普通													
ゆうちょ銀行	金融機関コード				記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)				番号 右つめてご記入ください。↓				氏 名				金融機関届出印				
	9	9	0	0	1				0	※									印 ↑金融機関届出印を押印		

下記の公金を、私名義の預(貯)金口座から口座振替(自動払込)の方法により支払うことに同意します。なお、領収書は請求しませ

年度・期を記入してください。↓

・ 該当する区分に○をしてください。

申し込みもの

	特別区民税・都民税 ・森林環境税 (普通徴収)	通知書番号 (右づめでご記入ください。)	振替(払込)方法	開始期
1			各期(年4回) (各納期月末日振替)	令和 年度 第 期 から依頼します
			全期前納 (年税額を6月末日振替)	
	税目 区・都民税	種目コード 166	契約種別コード 35	払込先口座番号 00120-7-960034 払込先加入者名 大田区会計管理者

	軽自動車税 (種別割)	ナンバープレート (標識) 番号	振替(払込)方法	開始期
2		※大田区・・・、品川・・・も忘れずにご記入ください。↓	毎年5月末日振替	令和 年度 から依頼します
	税目 軽自動車税(種別割)	種目コード 166	契約種別コード 35	払込先口座番号 00120-7-960034 払込先加入者名 大田区会計管理者

1台分の記入で納税義務者に課税されるすべての軽自動車税(種別割)が、口座振替(自動払込)になります。

※いずれの場合も過年度相当分は振替できません。 ※振替日(払込日)が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。 ※太田区以外で課税されている場合、この依頼書では申し込みできません。

※納税者ご本人名義以外の口座には還付金の振込はできません。

約定 (除く うち 銀行 は)	1.	振替日は、各納期曜日(各納期月の末日、当日が金融機関休業日に当たると場合は翌営業日)とします。ただし税の一年分をまとめて振替える場合(前納)は第1期の納期曜日とします。なお、随時課税分については、各納期曜日の日に振替となります。
	2.	貴店に請求書が送付されたときは、区が指定する各納期曜日に請求書記載金額を口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
	3.	振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことと出来る金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく請求書を返却して差し支えありません。
	4.	この契約を変更及び解約するときは、私が貴店に書面により届けます。なおこの届出がないまま長期間にわたる請求がない等相当の事由があるときは、たとえ申し出をしないかぎり貴店はこの契約が終了したものととして取り扱って差し支えありません。この場合への通知は不要です。
	5.	この口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には解約可能でも異議はありません。
	6.	この契約について仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き貴店には迷惑をかけません。
	7.	この口座振替について、領収書は請求いたしません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

〔あて先〕 大田区長
大田区より特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税(種別割)に還付が生じたときは、還付時点の登録口座へ還付し、

※注2 ゆうちょ銀行を登録している場合は貴区で登録口座の記号番号から振込用の店名口座番号に読み替えて公金を送付してください。

問合せ・不備返却先：〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14

大田区民部納税課 収納推進担当

TEL03-5744-1205 FAX03-5744-1517

金融機関等使用欄		
＜不備返却理由＞	（不備返却先 左記まで）	
1 預金取引なし	印照合	受付
2 記載事項等相違 （店名・預金種目・口座番号・口座名義）		
3 印鑑相違		
4 その他（ ）		

銀行等処理欄		取扱店日附印欄	大田区受理印欄
上記の届出について承諾いたします。 令和 年 月 日 特別区公金収納取扱店 所在地 店舗名 TEL ()			